

## 川崎市上下水道局規程第 23 号

川崎市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

### 川崎市上下水道局公文書管理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局公文書管理規程（昭和 36 年川崎市水道局規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「1 名」を削る。

第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（取得した紙による文書の電子正本化）

第 16 条の 3 局の職員が職務上取得した紙による文書（完結文書及び管理者が定めるものを除く。）については、別に定めるところにより、当該文書をスキャナにより読み取る方法により作成した電磁的記録（以下「電子正本」という。）をもって代えることができる。

2 前項の規定による電子正本の作成に用いた紙による文書については、当該文書の保存期間にかかわらず、第 34 条第 1 項ただし書に規定する特に軽易な公文書とみなして保存するものとする。

第 17 条中「前条」を「第 16 条の 2」に改める。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

（電子正本化等の対象とならない公文書）

第 22 条の 2 第 16 条の 3 第 1 項及び第 38 条第 2 項ただし書に規定する管理者が定めるものは、次に掲げる公文書とする。

（1）電子正本化等により保存の方法に係る法令等の規定に抵触するもの

- (2) 電子正本化等により原本としての効力を有しなくなるおそれがあるもの
- (3) 現に係属している訴訟、審査請求その他の争訟に係るもの
- (4) 歴史的文化的価値があると認められるもの

第38条第2項に次のただし書を加える。

ただし、管理者が定めるものにあつては、この限りでない。

第38条に次の1項を加える。

- 3 第16条の3第2項の規定は、前項の規定による同一又は他の種類の媒体の完結文書の作成に準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第38条第2項本文」と、「電子正本の作成に用いた紙による文書」とあるのは「内容を同じくする同一又は他の種類の媒体の完結文書の作成に用いた完結文書」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。